

求める教員像および教員組織の編制方針

I 求める教員像

本学は、高等教育を通して『将来を担う若者に崇高な人格と優れた英知を授けるため、建学の精神を基にした、キリスト教的人間観を視座においた教育理念による教育・研究活動に誠意を持って精励する教育者であること』を求める教員像として定める。

II 本学は、人間健康福祉学部の教育研究目的に掲げた人材養成の目的を実現するため、各教育課程の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」をふまえ、以下の諸点に配慮した教員組織を編制する。

1. 必要教員数

- (1) 法令上要請される必要教員数を遵守し、適切に教員を配置する。
- (2) 収容定員に対する教員1人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。

2. 教員編制

- (1) 学部・学科の専門分野に相応しい教員編制となるよう配慮する。
- (2) 特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることのないように努める。
- (3) 教育研究に係る責任の所在を明確にする教員組織を編制する。

3. 主要授業科目の担当

各教育課程の主要な授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当する。

4. 教員の募集・採用・昇任

教員の募集・採用・昇任にあたっては、それらに関する規程等を適切性と透明性を担保して運用する。なお、教員の募集は、原則公募とする。また、選考にあたっては、教育能力・研究業績・社会活動等の総合的な視点により決定する。

5. 教員の資質向上

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動等を組織的に推進することによって、教員の教育研究能力の向上を図る。

6. 教員組織編制の適切性の検証

教員組織編制の適切性は、年度当初に人事委員会が点検・評価を実施するものとする。

以上